

院は「衆徒」と称され、弟分として三院のいずれかに附属していた。宝林坊は、衆徒で華藏院弟分山伏、高五拾石五斗六升、人数七人、内山伏式人、男三人、女式人であった。

年月日	差出所	宛所	補任対象
応安2・7・25	権律師幸俊	不 明	
嘉慶2・10・1	権律師幸嚴	小 松 房 丸	阿闍梨善賀
康応元・10・29	権僧都幸嚴	未 代 丸	阿闍梨善賀
応永3・12・27	阿闍梨幸尊	大隅 律師永舜	不 明
応永25・12・13	阿闍梨幸鍼用	阿闍梨幸増	新態野 夏僧膳田
享徳3・4・14	阿闍梨幸海	阿闍梨善栄	慈恩寺供僧職三昧田
文明7・5・6	阿闍梨幸調	阿闍梨賢心	慈恩寺供僧職田地
延徳元・12・20	阿闍梨幸海	宮内卿阿闍梨	慈恩寺供僧職坊地
延徳元・12・27	別当所大房丸	美濃松丸	慈恩寺供僧職坊地
元亀4・4・9	別当房幸暁	第一林房	慈恩寺西院田沢之内
文禄5・12・26	別当(某)	宝林僧都	慈恩寺供僧坊地

「末吉瓦林文書」雑録

黒川高明

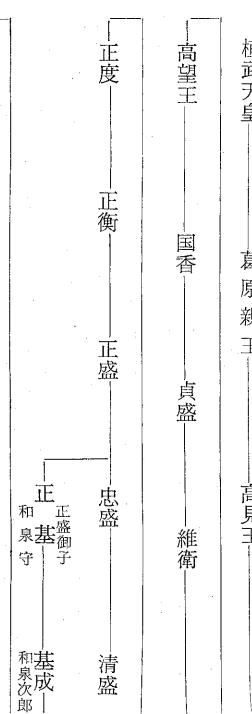
平氏 瓦林系図

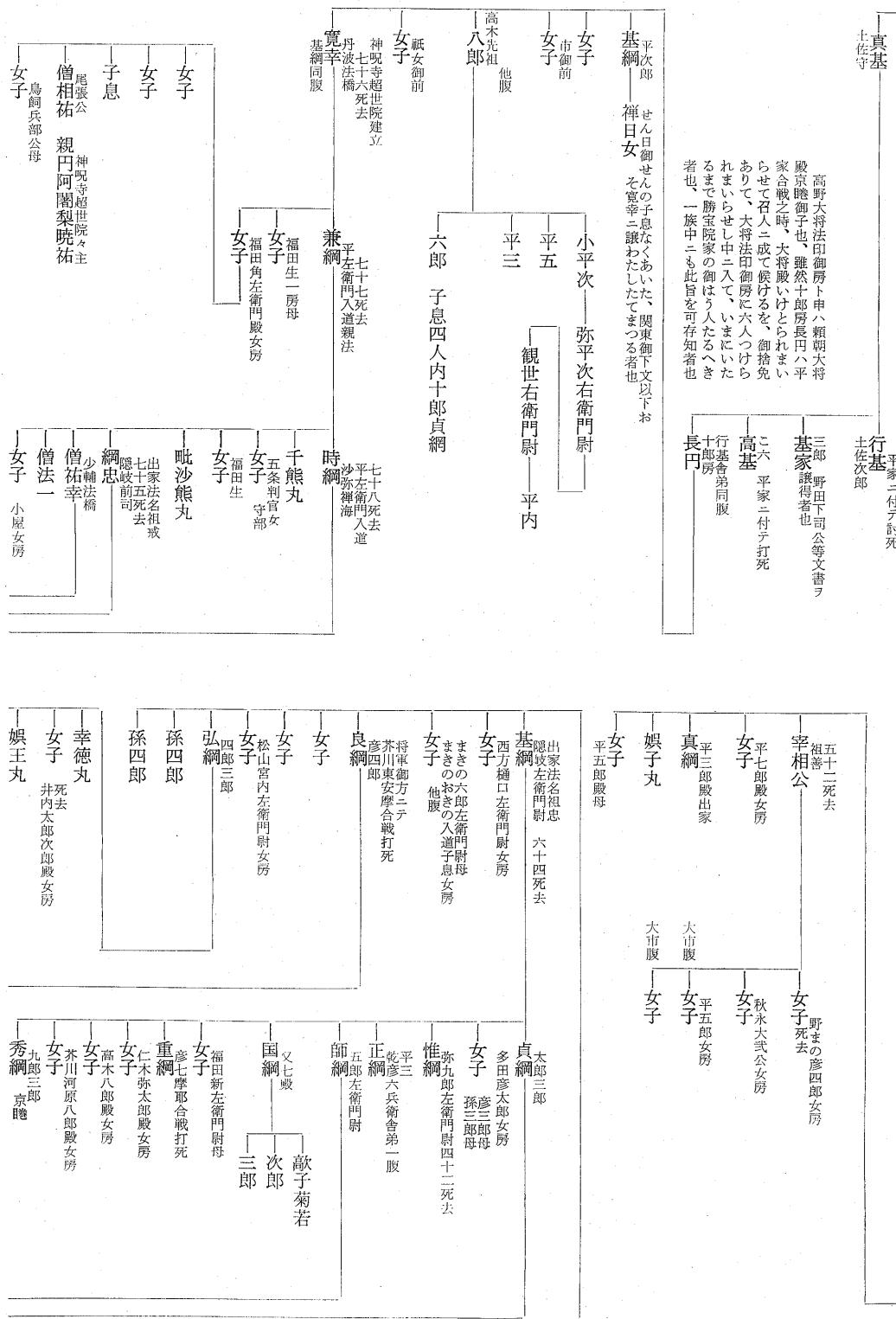
本所は末吉勘四郎氏（大阪市住吉区平野仲町）所蔵の数千点に及ぶ文書・記録について、明治三十六年、同四十四年、昭和四年の三回にわたって調査を行なつたが、そのうち比較的年代の古い五十七通の文書が影写され、「末吉文書」（架番号、三〇七一・六三一一〇）として架蔵されている。しかし五十七通のうち左記の十四通と瓦林系図は末吉家相伝の文書とは系統を異にするもので、現在では「末吉瓦林文書」と末吉家で呼ばれるものに当る。

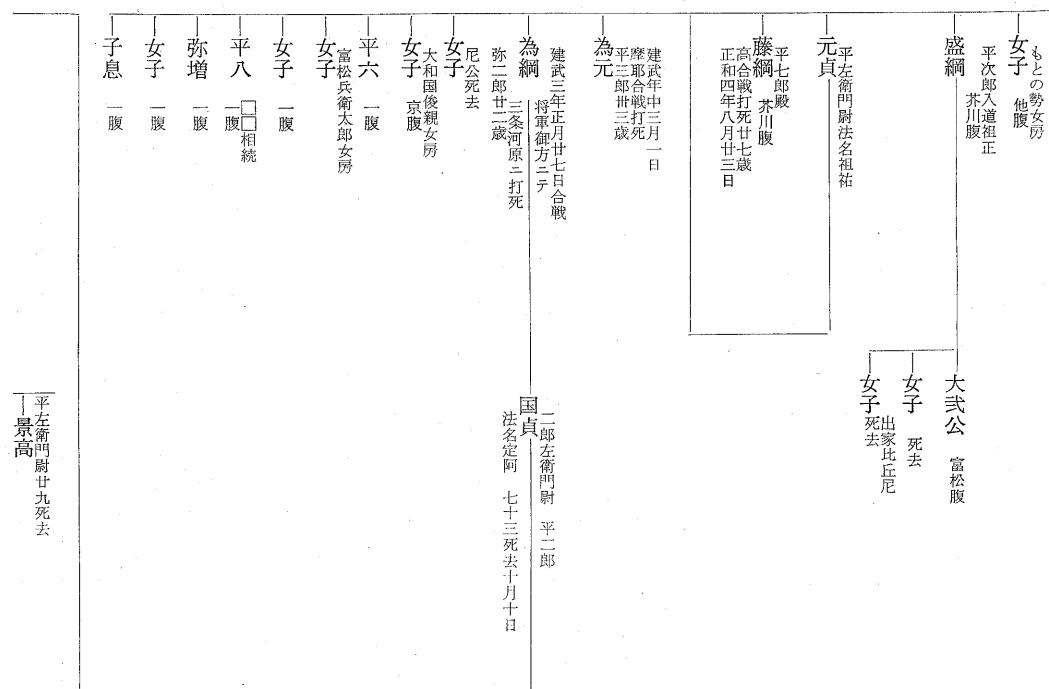
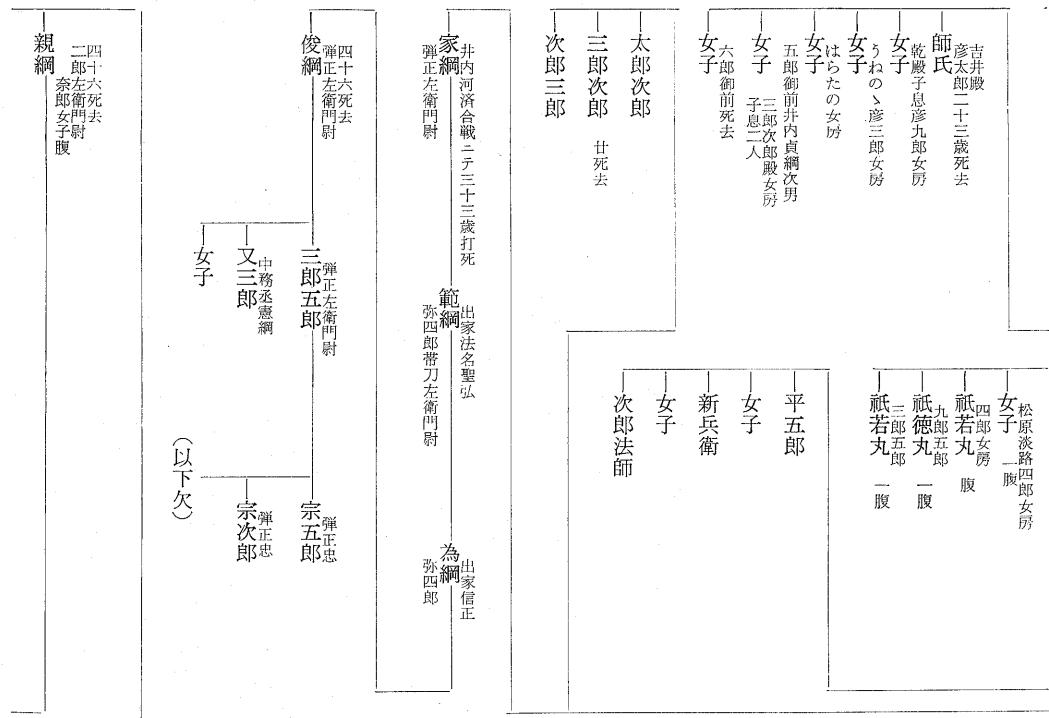
- ①源頼朝下文 寿永三年五月十八日
②足利尊氏感状 建武三年六月二十一日

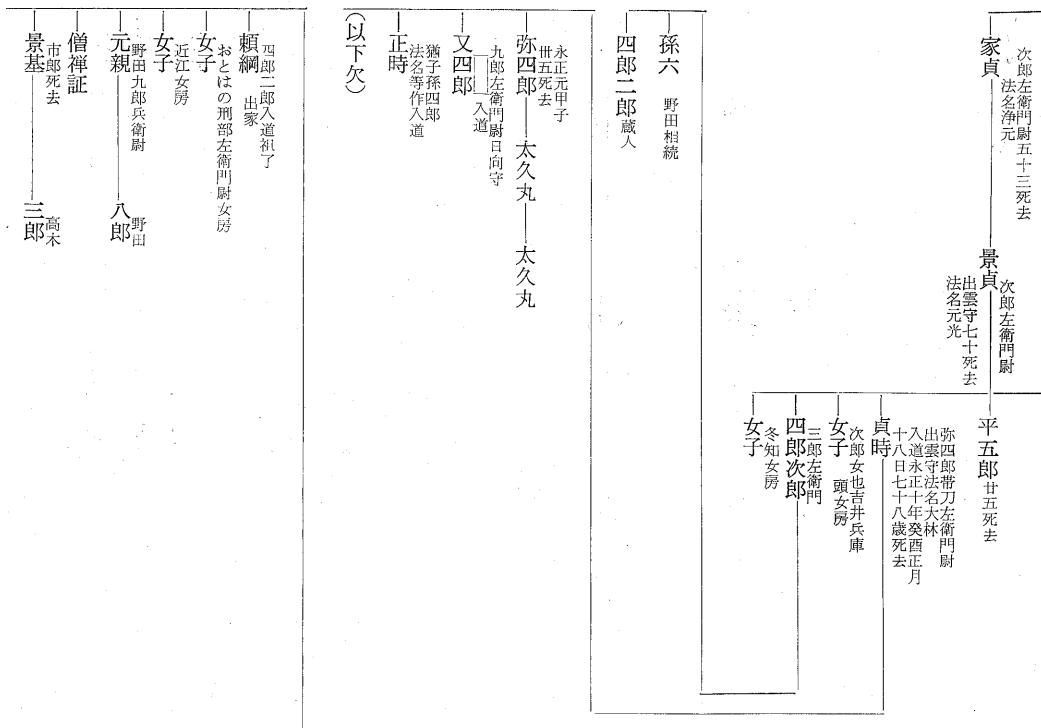
- ③足利尊氏下文 建武四年十二月二十四日
④梶橋庄々官施行状 貞和元年十二月日
⑤足利尊氏軍勢催促状 観応元年十一月八日
⑥瓦林基忠申状 延文五年六月日
⑦細川晴元書状 二月十日
⑧細川六郎軍勢催促状 三月五日
⑨足利義種軍勢催促状 三月二十五日
⑩細川澄元書状 卯月二十日
⑪細川勝元添状 六月二十一日
⑫細川晴元感状 十一月三日
⑬細川澄元軍勢催促状 十一月十六日
⑭細川澄元書状 十二月十四日

瓦林氏は揖津西宮地方を中心に活躍した国人であり、『西宮市史』には「末吉文書」「吉井良尚氏所蔵文書」「瓦林正頼記」（続群書類從所収）によってその詳細が述べられている。今度昭和四十七年八月と十一月に末吉勘四郎氏宅に赴き、所蔵文書の調査、撮影を行なった際「瓦林系図」（巻）を新たに採訪し瓦林氏の出自・系譜を、又同家の文書整理に携わっておられる曾根研三氏より、瓦林氏と末吉家との結びつきを知る史料として「末吉藤十郎家系図」の存在を教示していたとき、瓦林文書が末吉家所蔵となつた縦縁を知る手掛を得たので、次に「瓦林系図」「末吉藤十郎家系図」を掲げることにする。









女子 死去

福寿丸

元祖
末吉藤十郎家系図

元祖
末吉藤四郎利長

卷之三

法名宗頓
慶長五子年八月三日文
室不知系図二無之

卷之三

法名同断
正利道可
一代
末吉道可
正利道可
二年七月四日卒
瓦林保四
ノ事也元撰州尼ヶ崎ニ住
尼ヶ崎屋道可ト上云後藤州ニ住其後平野
ハ引越藤四郎利長養子ト成

女子
養子瓦林道可妻
末吉万右衛門
三
代
去名
後
可

木吉万右衛門
承法名隆可
代
二己年十月廿一日卒

末吉五良兵衛妻
一女子

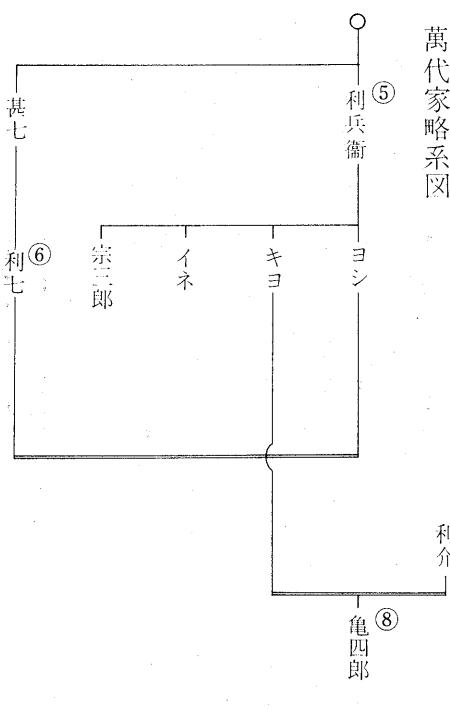
先に挙げた十四通の文書中に現われる人物で、(6)瓦林鶴田左衛門四郎基忠(4)瓦林新五郎については不明であるが、(2)瓦林平左衛門入道祖祐(3)瓦林平左衛門尉元(5)

林新五郎については不明であるが、②瓦林平左衛門入道祖祐③瓦林平左衛門尉元定法師^{法名}_(盛鶴)⑤瓦林平次郎⑦瓦林又四郎⑧瓦林帶刀左衛門尉⑨瓦林日向守⑫瓦林太久丸⑯瓦林出雲守について「瓦林系図」の人物と比定することができ、瓦林氏の系譜、強いては摂津・播磨の国人層間の血縁関係を知る有力な史料になると思われる。ただ残念なことに戦国期頃で切れており、末吉家との関係を知るには到らず瓦林氏側の関係史料からは明らかにすることはできない。末吉氏側の史料である前掲の「末吉藤十郎家系図」によると末吉利長の女子が瓦林道可に嫁し、その道可が利長の養子となり、道可の子息万右衛門(隆可)が、道可の後を受けて家を継いでいる。これらの事実より瓦林氏相伝の文書がこの時点では道可の養家先である末吉家に持参されたものと考えられる。尚、瓦林文書は「末吉瓦林文書」が全てではなく、吉井良尚氏所蔵の文和二年八月十五日付足利義詮軍勢催促状は本

来瓦林文書であり、瓦林家より他家へ流失した文書の一点である。

以上、末吉勘四郎氏所蔵文書調査における成果の報告である。(相田二郎氏
蒐影文書)として『平安遺文』に収録されている①寿永三年五月十八日付の源頼
朝下文については別稿に譲ることにする。)

萬代亀四郎氏所蔵手鑑について 濱野精一郎



山口市大殿大路一〇萬代亀四郎氏所蔵手鑑は、昭和四十七年度編年史料第四部第一室(杉山博、瀬野精一郎、桑山浩然)による山口市内史料調査採訪のため、山口市水の上町五ノ二七洞春寺の文書を採訪中、たまたま同寺を訪れられた萬代亀四郎氏より、同家蔵の手鑑が存在することを聞き、急遽同家を訪れ、写真撮影を完了した。本手鑑については、既に東京国立博物館美術課長小松茂美氏によつて調査されており、その中の一部は同氏による「日本書流全史」上下に収録紹介されているが、本所ではこれまで未採訪のものであり、帰所後、本手鑑につい

て調査研究した結果、知り得た概要是左記の通りである。
なお萬代家は江戸時代以来醤油醸造を家業としてこられた旧家であり、当主龜四郎氏は萬代家八代目に当られる。

手鑑の構成

本手鑑は法帖仕立てで、伝光明皇后写経断簡を上限とし、江戸時代初期の文書を下限とする五十三名、六十四葉が収録されており、天皇、親王、公家、僧侶、武家の筆蹟で構成されているが、保存状態の関係で元來の配列順序は明確ではない。以下収録文書の目録を編年にして示せば左記の通りである。

伝光明皇后写経断簡

伝慈鎮和尚筆蹟

建保三年正月廿四日

正嘉元年四月一日

建長元年十月卅日

五月三日

後深草上皇宸筆消息

伝伏見天皇和歌詠草

元亨元年十一月十三日

後宇多上皇院宣案

伝後伏見天皇宸筆消息

足利尊氏軍勢催促狀(飯嶋小三郎宛)

少式頼尚施行狀(弓削田六郎入道宛)

藤原兼繼軍忠狀

高師直奉書(厚東駿川權守宛)

足利直冬感狀

伝後光嚴天皇和歌懷紙

足利義詮勲功地宛行狀

細川頼之感狀(得屋遠江入道宛)

足利義政軍勢催促狀(小早川又太郎宛)

足利義政感狀(三沢彦四郎宛)

東福寺恩極礼才七言律詩

大徳寺東溪宗牧法語

22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
建武三年三月廿二日 建武三年四月廿九日 建武三年七月 日 暦応五年二月三日 暦応七年二月廿一日
貞治元年十一月二日 永和二年閏七月八日 三月五日 十一月十日

永正五禡林鐘朔